

京都府立舞鶴支援学校行永分校 いじめ防止基本方針

はじめに

いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれのある重大かつ深刻な人権問題である。京都府立舞鶴支援学校行永分校では、児童生徒一人一人の尊厳と人権が尊重される学校づくりを推進することを目的に、京都府教育委員会と連携のもと、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）第13条の規定に基づき及び京都府いじめ防止基本方針、いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処（以下「いじめの防止等」という。）のための対策を総合的かつ効果的に推進するため、京都府立舞鶴支援学校行永分校いじめ防止基本方針（以下「基本方針」という。）を策定する。なお、本校においては、小学部・中学部を設置していることから、児童生徒一人一人の学部・学年や発達段階、障害の状況等に応じたきめ細やかないじめ防止等に取り組むこととする。また、児童生徒が入所・入院している京都府立舞鶴こども療育センター及び国立病院機構舞鶴医療センターとの連携を図り、児童生徒の人権を守ることとする。

第1 いじめの定義

「いじめ」とは、児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍しているなど当該児童生徒と一定の人間関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。

第2 いじめ対策委員会の設置

法第22条に基づき、本校におけるいじめの防止等に関する取組を実効的に行うため、「いじめ対策委員会」を設置し、組織的な対応を行う。

1 役割

- (1) 基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正の中核を担う。
- (2) 児童生徒・保護者からのいじめの相談・通報の窓口となる。
- (3) いじめの疑いや児童生徒の問題行動等に係る情報の収集と記録、共有を行う。また、特別支援学校入学以前の人間関係が原因となりいじめを引き起こすことがないよう関係機関と必要な連携を行う。
- (4) いじめの疑いに係る情報があった際に、いじめの情報の迅速な共有、関係児童生

徒への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携等の対応を組織的に実施するための中核となる。

- (5) 重大事態が疑われる事案が発生した時に、その原因がいじめにあるかを判定する。
- (6) 基本方針の策定及び見直し、いじめ防止等の取組についてP D C Aサイクルで検証を行う。

2 構成

副校長、小中学部総括主事、生徒指導部長、特別支援教育コーディネーター、養護教諭

※その他校長が必要に応じて関係する教職員や専門家等を加える。

第3 いじめの防止

1 基本的な考え方

- (1) いじめはどの子にも起こりうるものであり、すべての児童生徒を対象に、「いじめは決して許されない人権侵害である」との認識のもと、いじめの未然防止に取り組む。
- (2) 児童生徒が、その発達段階等に応じて心の通じ合うコミュニケーション能力を育み、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業作りや集団作りを行う。
- (3) 集団の一員としての自覚や自信を育むことにより、お互いを認め合える人間関係・学校風土を作る。
- (4) 委員会活動において、校内でのいじめ撲滅や命の大切さを呼びかける活動、子ども同士で悩みを聞きあう活動等、児童生徒自らがいじめの問題について主体的に学び、いじめを防止するための取組を児童生徒の実情に応じて行う。
- (5) 教職員の言動が、児童生徒を傷つけたり、他の児童生徒によるいじめを助長したりすることがないように指導の在り方に細心の注意を払う。
- (6) スマートフォン等の利用の拡大からインターネット上のいじめが増加している現状を受け、活用ルールやマナーについての啓発を積極的計画的に進める。

2 主な方策

- (1) 学校の教育活動全体を通じた児童生徒への指導
 - ア あらゆる学習指導において、一人一人の教育的ニーズに応じた適切な学習内容を設定し、豊かな心を育むとともに、一人一人のできる力を伸ばし自己有用感や自己肯定感を得られる学習活動を展開する。
 - イ 年間を通じて、個々の児童生徒の発達の状況に応じた実効的な人権教育を行う。
 - ウ コミュニケーション能力や豊かな社会性の育成のため、学習指導や生徒指導における共感的人間関係を育む取組を行う。
 - エ インターネットの正しい活用を学ぶ情報モラル教育を進める。

- (2) 教職員の資質向上
 - ア いじめを含めた人権教育に係る教職員研修を行う。
 - イ 京都府総合教育センターにおける専門研修（人権教育・教育相談・生徒指導・特別支援教育の領域等）を活用する。
- (3) 教職員による点検
 - ア 「いじめ発見のチェックリスト」（京都府教育委員会『いじめ問題の解決のために』）等活用して児童生徒の状況把握・点検を行う。
 - イ 日常の指導場面におけるカウンセリング的対応による細やかな実態把握を行う。
- (4) 保護者、関係機関、地域との連携
 - ア 毎月実施する参観・懇談会や学期末に行われる懇談会等で保護者との連携を図る。
 - イ 京都府立舞鶴こども療育センター、国立病院機構舞鶴医療センターとの定期的な連絡会において、児童生徒の生活について交流を図る。
 - ウ ホームページ等において基本方針及び取組の発信を行う。
 - エ スクールカウンセラー等の専門家との積極的な連携を図る。

第4 いじめの早期発見

1 基本的な考え方

- (1) いじめは、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることが多いことを踏まえ、日頃からの児童生徒の見守りや信頼関係の構築等に努め、児童生徒が示す変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保ち、得られた情報を共有する。
- (2) 定期的なアンケート調査や教育相談の実施により、児童生徒がいじめを訴えやすい体制を整え、いじめの実態把握に取り組む。

2 主な方策

- (1) 京都府立特別支援学校いじめ調査
 - ア アンケート調査と個別の聞き取り調査を実施（時期：7月・12月）
- (2) 校内相談窓口の設置
 - ア いじめ対策委員会による児童生徒・保護者の相談・通報の窓口の設置（代表：副校長 0773-63-6700）
- (3) 校内教育相談体制の整備
 - ア 教育相談担当教職員による教育相談
 - イ 京都府教育委員会との連携のもと、必要に応じて外部専門家によるカウンセリングと心のケア
- (4) 福祉・医療機関との連携
 - ア 児童生徒が入所・入院している京都府立舞鶴こども療育センター及び国立病院機構舞鶴医療センターとの連携を図り、児童生徒の様子について把握する。
- (5) 相談機関等の情報提供
 - ア 京都府総合教育センター ふれあい・すこやかテレフォン

連絡先：075-612-3268／3301 0773-43-0390

イ 京都府総合教育センター メール教育相談

URL <http://www.kyoto-be.ne.jp/ed-center/m/soudan.htm>

ウ ネットいじめ通報サイト

URL <http://www.kyoto-be.ne.jp/gakkyou/netijime.htm>

エ 京都府警察本部（少年サポートセンター） ヤングテレフォン

連絡先：075-551-7500

オ 京都府警察本部（少年サポートセンター） メール相談

URL <http://www.pref.kyoto.jp/fukei/>

(6) 学校をまたがるいじめ等についての情報共有

ア 他校の管理職、生徒指導部長等との連携及び協力

(7) 業者委託によるネット監視（京都府教育委員会対応）

ア ネット上での中傷表現や個人情報の書き込みへの対応

第5 いじめに対する措置

1 基本的な考え方

- (1) いじめを発見又はいじめの通報を受けた場合は、特定の教職員で抱え込まず、速やかにいじめ対策委員会で情報共有し、今後の対応について検討する。
- (2) いじめの事実を確認した場合は、被害児童生徒を守り通すとともに、加害児童生徒に対しては、当該児童生徒の人格の成長を旨として、教育的配慮のもと、毅然とした態度で指導する。
- (3) これらの対応については、教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携のもとで取り組む。

2 主な方策

- (1) いじめを発見又はいじめの通報を受けた時の対応
 - ア 児童生徒や保護者から「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合は、速やかに共感的態度で内容を聞く。
 - イ いじめを発見又はいじめの通報を受けた教職員は一人で抱え込まず、いじめ対策委員会において直ちに情報を共有する。
 - ウ いじめ対策委員会が中心となり、速やかに関係児童生徒から事情を聞き取るなどして、いじめの事実の有無の確認を行う。事実確認の結果は、被害・加害児童生徒の保護者に連絡するとともに、京都府教育委員会に報告する。
 - エ 児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれのある時は、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。
- (2) いじめられた児童生徒又は保護者への支援
 - ア いじめられた児童生徒に寄り添い支える体制をつくる。また、いじめられた児童生

徒が落ち着いて教育を受けられる環境の確保を図る。

イ いじめが解決したと思われる場合でも、継続して十分な注意を払い、必要な心のケア等の支援を行う。

ウ 保護者の不安や怒りについては、誠実に対応し、信頼関係を構築する。

(3) いじめた児童生徒への指導又は保護者への助言

ア いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産へを脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。

イ 学校と保護者が連携して以後の対応を適切に行えるよう保護者の協力を求める。

(4) いじめが起きた集団への働きかけ

ア いじめが起きた集団に対しても、自分の問題として捉えさせ、集団の一員としてお互いを尊重し認め合う人間関係を構築できるような集団作りを進める。

(5) インターネット上のいじめへの対応

ア インターネット上のいじめは、刑法上の名誉毀損罪や侮辱罪、民事上の損害賠償請求の対象となり得るとともに、児童生徒に対して、インターネット上のいじめが重大な人権侵害に当たり、被害者等に深刻な傷を与えかねない行為であることを理解させることが必要であることから、児童生徒の発達段階等に応じて適切な指導を進めることが大切である。

イ インターネット上のいじめを防止し、効果的に対処できるよう、スマートフォン等へのフィルタリングの普及促進や情報モラル教育等について、児童生徒への指導を進めるとともに、保護者に対する必要な啓発活動を進める。

ウ 児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがある時は、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。

(6) いじめ解消後の継続的な取組

ア いじめが「解消している」状態とは、あくまで、一つの段階に過ぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、教職員は、いじめの被害児童生徒及び加害児童生徒については、日常的に注意深く観察を行い、適宜必要な心のケアや指導を継続的に行う。いじめが表面的に見られなくなった場合でも、3ヶ月を目途に引き続き十分な観察を行う（3ヶ月間、見られなくなった場合に一定の解消とする）。

イ 事例を組織的に検証し、再発防止のために日常的に取り組む内容を検討し、いじめを許さない学校づくりの取組を計画的に進める。

ウ 事例を検証し、再発防止のために日常的に取り組む内容を検討し、いじめを許さない学校づくりの取組を計画的に進める。

第6 重大事態への対処

重大事態が発生した場合には、以下を基本としながら、迅速且つ組織的な対応を進

める。

1 調査主体

法第 28 条第 1 項に定める重大事態が発生した場合は、直ちに京都府教育委員会に報告し、調査を実施する主体等を協議する。学校が調査を行う場合は、「いじめ対策委員会」を中心に、被害児童生徒・保護者の思いを踏まえるとともに、調査の公平性・中立性の確保に努め客観的な事実関係を明確にする。

2 情報結果を踏まえた措置

調査を実施した場合は、当該調査に係るいじめを受けた児童生徒及其の保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等必要な情報について、調査の経過報告を含め、適時・適切に説明を行う。

3 調査結果

調査終了後、速やかに調査結果を京都府教育委員会に報告する。

4 再発防止

調査結果を踏まえ、当該重大事態と同種の事態の発生防止のために必要な取組を進める。

この京都府立舞鶴支援学校行永分校「いじめ防止基本方針」は、平成 30 年 4 月 1 日より実施する。